

平成 26 年 4 月 1 日制定

【宜野湾市青年エイサー歴史調査会 運営規約】

(目的)

第 1 条 宜野湾市青年エイサー歴史調査会(以下本会)は、宜野湾市内のエイサーの歴史の調査・保存活動を行い、地域におけるエイサーの継承を推進することで地域活性化に寄与することを目的とする。

(名称及び事務局)

第 2 条 本会の名称を「宜野湾市青年エイサー歴史調査会」とし、事務局を沖縄県宜野湾市長田一丁目 5 番 8-206 号丸喜アパートに置く。

(事業)

第 3 条 この塾は第 1 条の目的を達成するために次の事業を行なう。

- (1)宜野湾市内のエイサーの歴史調査、資料保存に関すること。
- (2)活動成果を発表し、その活性化を図るため広報活動に関すること。
- (3)エイサーを継承する地域・団体の活動支援に関すること。

(運営)

第 4 条 本会の運営は、自主運営とし、必要に応じ関係行政機関と連絡調整を行いながら活動を進めるものとする。運営とは、本会が円滑に機能するための総括的な諸活動をいう。

(役員)

第 5 条 本会に次の役員を置く。役員はエイサー継承活動又は地域活動を 1 年以上行ったことのある者から選任するが、役員からの推薦がある場合はその限りでない。

- (1)会長 1 名
- (2)副会長 1 名
- (3)事務局長 1 名
- (4)一般役員 若干名

(役員役割)

第 6 条 役員は本会を代表し、会の運営にあたりると共に以下の役割を分担する。

- (1)会長 本会を統括する。
- (2)副会長 会長を補佐し、会長不在時はその代務を行う。
- (3)事務局長 事務を総括し、会計事務を行う。
- (4)一般役員 会長の諮問に応じ、会の運営を行う。

(役員任期)

第7条 役員任期は1期1年とする。但し、会運営上必要と認められる場合は、継続することができる。

(総会)

第8条 役員をもって構成する総会は、会長が招集し会運営の最高決定機関とする。
又、第6条の役員及び会計監査員を選任する。

(役員会)

第9条 役員会は第6条の役員で構成し、会長が必要に応じて招集し、規約に従い会運営を司る。

(運営費)

第10条 本会の経費は、役員から徴収する会費と寄付金で賄うものとする。

(会計年度)

第11条 本会の会計年度は4月1日から翌年3月31日とする。

(会計監査)

第12条 本会の会計を監査するため、会計監査員2名が、毎年4月に会計監査を行なう。

(その他)

第13条 本規約に則り、細部に係わる運営上の諸規則は、「細則」として役員会にて審議決定し、総会に報告又は承認を得るものとする。

この規約に定めない事項及び疑義の処理は、役員会にて審議決定し、必要に応じて総会の承認を得る。

付記 この規約は、平成26年4月1日より施行する。